

平成30年12月12日

○規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月12日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第60号

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（昭和38年小田原市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第55条の4第2項」の次に「（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同条第64号中「第16条」を「第22条」に改め、同号を同条第69号とし、同条第63号中「第15条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同条第68号とし、同条第62号中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同条第67号とし、同条第61号中「第6条第1項各号に規定する」を「第7条第2項各号に掲げる」に改め、同号を同条第66号とし、同条第60号中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改め、同号を同条第63号とし、同号の次に次の2号を加える。

(64) 生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業の実施に関する事。

(65) 生活困窮者自立支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業の実施に関する事。

第2条第59号中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改め、同号を同条第62号とし、同条中第58号を第61号とし、第16号から第57号までを3号ずつ繰り下げ、第15号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 生活保護法第81条の3の規定による情報提供等に関する事。

第2条第14号を同条第16号とし、同条第13号中「、第78条及び第78条の2」を「から第78条の2まで」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同条第10号中「第62条」を「第62条第

3項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 生活保護法第55条の5の規定による進学準備給付金の支給に関する事。

(11) 生活保護法第55条の6の規定による報告に関する事。

第2条に次の2号を加える。

(70) 生活困窮者自立支援法第23条の規定による情報提供等に関する事。

(71) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第20条第2項及び第3項の規定による生活困窮者就労訓練事業認定申請書の受理及び送付に関する事。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月12日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第61号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成14年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第24条」を「第24条第1項」に改め、同条第2項第5号を削り、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第3項中「第18条の4」を「第18条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 省令第18条の9第1項の申請書は、進学準備給付金申請書（様式第9号の3）とする。

第4条第3項中「法」を「福祉事務所長は、法」に改め、同条第4項中「が必要」を「は、必要」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 福祉事務所長は、法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に対し進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第21号の4）により通知するものとする。

第13条第2項を次のように改める。

2 省令第22条の4第1項の申出書は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第29号）とする。

様式第6号中

「 本 人 住 所  
氏 名 ⑩ を  
生年月日 年 月 日 」

「 本 人 住 所  
氏 名 ⑩

(旧姓) に改める。

生年月日 年 月 日

基礎年金番号

様式第7号を次のように改める。

**様式第7号 削除**

様式第9号の2の次に次の1様式を加える。

年 月 日

進学準備給付金申請書

小田原市福祉事務所長 様

住所又は居所

申請者  
(大学等に進学する者)

氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先 (該当する項目にチェックを入れてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)  
 居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類  
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
 ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し  
 ・ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
 (3) その他支給決定にあたり必要な書類  
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をつけてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記号 

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類  普通預金  当座預金 (該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて御記載ください。)

(カナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第21号の3の次に次の1様式を加える。

様式第 2 1 号の 4 (第 4 条関係)

番 号  
年 月 日

様

小田原市福祉事務所長

印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、  
次のとおり決定しましたので通知します。

- 支給の可否
- 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
- 不支給の場合、その理由
- この決定通知書が申請書受理後 1 4 日を経過した理由

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原市を被告として（訴訟において小田原市を代表する者は、小田原市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日の翌日から起算して 5 0 日（神奈川県行政不服審査会に諮問した場合にあっては、7 0 日）を経過しても裁決がないとき。
  - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学準備給付金は、所得税及び個人住民税が課税されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。



様式第29号を次のように改める。

様式第29号（第13条関係）その1

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、                    年                    月分からの保護金品等（保護費（金銭給付さ  
れるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、  
毎月                    円を                    年                    月                    日付費用徴収決定通知による生活保  
護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、  
徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年          月          日

住 所

氏 名

⑩

小田原市福祉事務所長 様

その2

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊟

小田原市福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月  
円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第  
78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月12日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第62号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年小田原市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「生活困窮者自立支援法第5条第1項の」を「福祉事務所長は、」に改め、同条第2項中「生活困窮者住居確保給付金」を「福祉事務所長は、生活困窮者住居確保給付金」に改める。

様式第13号（表面）中「回」を「㊟」に改め、同様式（裏面）中「第15条」を「第21条第1項の規定」に、「第16条に基づき、小田原市福祉事務所」を「第22条第1項の規定に基づき、小田原市福祉事務所」に、「第16条に基づき、申請者」を「第22条第2項の規定に基づき、申請者」に、「生活困窮者自立支援法施行細則」を「生活困窮者自立支援法施行規則」に、「第14条」を「第14条第2項の規定」に、「第17条」を「第17条の規定」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。